

環境パフォーマンス情報における比較可能性

－大手建設業の廃棄物情報に注目して－

宮 武 記 章（大阪経済大学非常勤講師）

要 約

わが国における環境情報の開示は着実に進展している。廃棄物に関連する情報開示もその例外ではないが、用語、開示内容、測定範囲等の情報が各企業によって異なるのが現状であり、様々な問題を抱えている。本稿では、廃棄物に関連する多くの法律の影響を受けるとともに業界独自の詳細なガイドラインを有し、廃棄物を排出する主要な業種でもある建設業を中心に、環境パフォーマンス情報の開示における現状と課題を検討したい。

廃棄物の管理は、環境基本法をはじめとして廃棄物処理法、資源リサイクル法など多くの法律の影響を受けている。廃棄物処理法には罰則規定もあり、それだけに他の環境パフォーマンス情報と比較して、相対的に管理および開示の重要性が高いと思われる。建設業における環境会計ガイドラインは、環境省ガイドラインおよび廃棄物に関連する法律による要求項目を一通り含んでいる。それに加えて単位や比較評価基準に関しても明示されおり、全体として評価できるものである。このガイドラインの作成メンバーでもある大手建設業4社の実際の開示状況を詳細に検討する。

I はじめに：廃棄物問題と情報開示

地球温暖化に代表される様々な環境問題は、より深刻さを増している。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムは、もはや限界であり持続可能な循環型システムへの転換を迫られている。一般廃棄物と産業廃棄物の合計した排出量は、1980年に約33,600万トンだったものが1990年には44,500万トンへと大幅に増加した（環境白書、2003年）。2000年は45,800万トンと伸びは鈍化しているものの、バブル経済後の不況期であること、最終処分場の容量が切迫していること、および環境問題への関心の高まりを考慮すれば、むしろ減少に転じている必要がある¹⁾。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに大別できるのであるが、大部分は産業廃棄物が占めている。さらに2000年度の産業廃棄物の排出量を業種別に検討すると、電気・ガス・水道業、農業および建設業の上位3業種で約65%を占めており、そのうち一般企業で単独の業種としては、

建設業の約19.5%が最大である（循環型社会白書、2003年）²⁾。循環型社会を形成するためには、廃棄物問題を避けることは不可能であり、廃棄物の削減、有効利用、適正な廃棄処理が必要となる。また、廃棄物を管理することは、不法投棄による景観の悪化や土壌汚染等の問題を解決するためにも重要である。

昨今の環境問題への関心の高まりと、環境省・経済産業省などによる環境報告書または環境会計に関連する一連のガイドラインの公表等により、わが国における環境情報の開示は進展している³⁾。廃棄物に関する情報開示もその例外ではないが、用語、開示内容、測定範囲等の情報が各企業によって異なっているのが現状である⁴⁾。この状態では、環境パフォーマンス情報は経済的意意思決定の判断材料としては不十分であり、情報発信者である企業においても望ましいことではない。環境パフォーマンス情報の網羅性、信頼性、比較可能性等の質的特長を向上させることは、環境に対して積極的に貢献する企業の評価を高め、廃棄物問題の改善にもつながると考えられる。したがって本稿では、廃棄物に関する多くの法律の影響を受けると同時に業界独自の詳細なガイドラインを有し、廃棄物を排出する主要な業種である建設業を中心に、環境パフォーマンス情報の開示における現状と課題を検討したい。

II 廃棄物に関連する法律

昨今、循環型社会の構築に関する法律が相次いで整備されているが、廃棄物に関する内容を含んでいるものも多い。以下、これらの法律から主要な部分を要約する。なお、これらの法律を検討する際、その内容を規定する条文の番号を示しているが、実際には筆者が要約もしくは編集したものであるため、必ずしも条文通りではない。

(1) 環境基本法

・第8条（事業者の責務）

事業者は、事業活動によって発生した廃棄物の適正な処理を行うために必要な措置を講ずる責務を有する。また、発生した廃棄物による環境負荷の低減に努めなければならない。

この法律は、環境保全全体を目的とした基本法であるため、個別の問題に直接触れることが多いが、それだけに廃棄物に直接言及している第8条は重要である。

(2) 循環社会基本法

・第7条（循環資源の循環的な利用および処分の基本原則）

循環資源の循環的な利用および処分に当たっては、技術的、経済的に可能な範囲で行われなければならない。循環資源は、①リユース、②リユースできないものはリサイクル、③リサイクルできないものはサーマルリサイクルがされなければならない。いずれも不可能な場合は、適正に処分されなければならない。

・第11条（事業者の責務）

事業者は、廃棄物等の削減および循環的に利用するための必要な措置を講ずる責務を有する。また、循環的な利用が行われない循環資源についても、自らの責任において適正に処分する責務を有する。

この法律は、循環型社会の構築を目指としているため、廃棄物に関する内容が非常に多く含まれている。循環資源の有効利用の原則、事業者の責任を明らかにしていることは特に重要である。

(3) 廃棄物処理法

・第1条（目的）

廃棄物の排出を抑制および適切な処理を行うことによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ること。

・第12条（事業者の処理）

事業者は、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならぬ。委託した産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの処理が、適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

・第25条から第32条（罰則）

廃棄物の管理違反および不法投棄には最高で1億円以下の罰金刑、5年以下の懲役という罰則規定が適用される。

この法律には、廃棄物の処理に関する地方自治体の役割や廃棄物処理業者に関する内容が多く含まれているが、事業者に対しても廃棄物の厳密な管理を要求し、違反した場合には罰則を科すという厳しいものとなっている。これは、違法投棄を含む廃棄物問題の深刻さを反映するものだと思われる。

(4) 資源リサイクル法

・第1条（目的）

主要な資源の大部分を輸入に依存しているわが国において、使用済物品等および副産物、再生資源、再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図ること。廃棄物の発生の抑制および環境の保全に資するため、使用済物品等および副産物の発生のリデュース・リユース・リサイクルの促進に関する所要の措置を講ずること。

・第4条（事業者等の責務）

工場もしくは事業場（建設工事に係るものも含む）において事業を行う者、および物品を販売する事業者は、その事業を行うに際して原材料等のリデュースを行うとともに、リユース・リサイクル資源を利用するよう努めなければならない。

・第12条（計画の作成）

特定省資源事業者は、主務省令で定めるところにより、副産物の発生抑制等のために必要な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

この法律は、廃棄物の管理だけではなく、事業活動においてリユースやリサイクル資源の利用を求めている。廃棄物のリユースおよびリサイクル等の活動を促進するためには、それによって生じる資源や製品の市場を拡大させることが重要であり、この法律はそれを支援するものである。

III ガイドラインの検討

(1) 環境省ガイドライン

環境パフォーマンス情報の開示を促進するために環境省は多くのガイドラインを公表しているが、廃棄物情報に関して最も詳しいのは『事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)』であろう。

このガイドラインは、2000年版ガイドラインの改訂版として、2003年4月に公表された。

改訂のポイントは、指標の大幅な整理である。2000年版では、共通コア指標と業態別コア指標を合わせて80もの項目が用意されていたが、優先順位やフォーマットに関する内容が不足していたため、十分に活用されているとはいえない状況であった。そこで2002年度版では、分野別に9つのコア指標を設定することにより、指標を体系的に整理している。廃棄物に関する情報開示は、廃棄物等総排出量および廃棄物最終処分量の2つのコア指標が中心となっている。コア指標を補完するサブ指標は図表1のとおりである。

図表1 環境パフォーマンス指標ガイドラインによる開示項目

コア指標	廃棄物等総排出量
	廃棄物最終処分量
サブ指標	廃棄物等の処理方法の内訳（トン）
	再使用
	再生利用
	熱回収
	単純焼却
	その他、（保管貯蔵等）
	廃棄物等の種類の内訳（トン）
	有価物
	一般廃棄物
	産業廃棄物 （うち特別管理産業廃棄物）

（出所）環境省『事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）』2003年4月、33頁に筆者が加筆した。

主要項目の開示は要求しているものの、フォーマットが示されていないため、このまま利用するのは難しいと思われる。しかしながら、廃棄物の最終処分量の算定に関する詳細な記述があり、情報の信頼性を高める効果が予想される（2002年度版ガイドライン、35-36頁）。

(2) 建設業独自のガイドライン

『建設業における環境会計ガイドライン（2002年版）』、このガイドラインは環境省の環境会計ガイドラインの公表を受けて、建設業の特性を踏まえた業界としての共通の解釈を示すために作成されたものである。外部開示用の環境会計の内容に対して適切な評価に基づく公平な比較検討を可能とすること、建設業界としての環境保全活動の推進も併せて期待することが目標として挙げられている⁵⁾。

基本的には環境省ガイドラインの内容に沿ったものであるが、ガイドラインの本文には建設業の特性から配慮を要する項目やフォーマットが記載され、また参考資料として豊富な事例および付属資料として用語の解説も行われている。環境保全コストおよび環境保全効果の内訳や算定方法などが一覧表形式で紹介されており、そこから廃棄物に関連する項目を一部抜粋したものが図表2である。

環境省ガイドラインおよび廃棄物に関連する法律による要求項目を一通り含んでおり、それに加えて単位や比較評価基準に関しても明示されている。一般廃棄物と産業廃棄物の区分表示がなされていないのが残念ではあるが、全体として評価できるものである。

図表2 廃棄物に関連する開示情報

区分	内 容	単 位	量	比較評価基準
グリーン購入	グリーン資材の使用率	%	絶対量・増加量	絶対値・前年度
	グリーン資材の購入量 (高炉セメント、再生採石、再生鋼材など)	円・t	絶対量・増加量	
廃棄物	廃棄物等総排出量（リデュース）	円・t	絶対量・削減量	絶対値・前年度
	再使用される循環資源の量（リユース）	円・t・%	絶対量・増加量	
	再生利用される循環資源の量（リサイクル）	円・t・%	絶対量・増加量	
	最終処分される廃棄物の量	円・t・%	絶対量・削減量	
	有害廃棄物排出量	t	絶対量・削減量	
有価物	有価物売却量	円・t	絶対量・増加量	

(出所) 建設業3団体『建設業における環境会計ガイドライン（2002年版）』21ページ、付表2より作成した。

IV 開示実態

ここからは、環境報告書における実際の廃棄物情報を検討する。大手建設業4社（大林組、鹿島建設、清水建設、大成建設）の開示内容をまとめたものが図表3である。これは、図表2の項目に4社のいずれかが開示している情報を加えて作成したものである。

図表2では、グリーン購入に関する2項目、廃棄物に関する5項目、および有価物1項目の合計8項目の開示が要求されている。しかしながら、これらの項目の開示実体は、単純な単位の相違を無視したとしても、4社が同じ形式で開示をしている項目は廃棄物の総排出量および最終処分量の2項目のみである。その他の項目は、総排出量に含まれる建設汚泥を除いて、開示していない企業がある、もしくは単位の性質が異なるために比較が不可能な状況である。

開示されている項目に売上高と営業利益を考慮して、誤解を恐れずにこの4社の環境パフォーマンスを比較するならば、売上高が2位でありながら廃棄物の総排出量および最終処分量が最も少なく、営業利益が1位である大成建設が優れていると言えよう。残りの3社については、売上高と比較して廃棄物の排出量が多い、全体的に開示不足、最終処分量が大きいなどの理由から優劣を判断することは難しく、また、そうすることは有用ではないと考える。建設業界が自ら作成したガイドラインによって要求されている項目に対する開示状況が、不十分な現状では数値の算定方法や認識範囲においても信頼性が確保されているとは言い難く、開示されている情報に関しても疑問が生じてしまう。

図表3 大手建設業4社の開示内容 (2002年4月～2003年3月)

区分	内 容	単 位	大林組	鹿島建設	大成建設	清水建設
			—	—	計算可能	—
グリーン購入	使 用 率	%				
廃棄物	購入量（合計）	円・t	資材別に開示されているが 単位が不揃い	—	171万 t	221億円 代替 枠材も134億円 あり
	総 排 出 量 (うち建設汚泥)	円・t	2,331千 t (723千 t)	252.6万 t (114.2万 t)	170万 t (72万 t)	218万 t (70万 t)
	リユース	円・t・%	2.7%	—	—	—
	リサイクル	円・t・%	80.8%	226.5万 t	162万 t 減量を含む	80% 133.6万 t
	縮 減	—	—	—	—	43万 t
	最 終 处 分 量	円・t・%	215千 t・8% 割合は汚泥を含めていない	26.1万 t	8万 t	41.4万 t
	建 設 発 生 土 発 生 量	—	3,668千 t	877万 m ³	480万 m ³	478万 m ³
	建 設 発 生 土 最 終 处 分 量	—	100% 有効利用	105万 m ³	—	100% リサイクル
	有害廃棄物排出量	t	1,313 t	—	単位不揃い	18.8 t フロン・ハロンのみ
有価物	有 価 物 売 却 量	円・t	—	—	156百万円	—
売 上 高	—		1兆3,463億円	1兆8,748億円	1兆6,446億円	1兆5,505億円
営 業 利 益	—		380億円	363億円	495億円	445億円

V おわりに：環境パフォーマンス情報の向上のために

環境報告書における環境パフォーマンス情報に信頼性や比較可能性は、どの程度まで必要なであろうか。環境報告書の作成は任意であり、内容に関しても各企業の裁量の余地が大きいため、比較可能性を追求すること自体に無理がある、もしくは内容を規定してしまうと企業の情報開示の発展を邪魔しかねないという考え方がある。

もちろん企業には、それぞれの特徴に応じた情報開示を行う権利が認められて然るべきであり、一律に規制を加えるよりも有用な情報が開示されることも当然あるであろう。業界独自のものを含めた、ガイドラインの要求事項を超える環境パフォーマンス情報を積極的に開示している企業も多い。

その一方で、情報利用者はガイドラインで示されている基礎的な項目の情報を得ることができなかつたり、開示されていたとしてもフォーマットが定められていないため、その情報を探すのに困難を強いられていることも現実である。企業の特徴を表現するための情報開示は重要であるが、それは一定の基礎的な情報開示を超えて行うべき性質のものではないだろうか。企業によって開示する項目が異なっているという状況は、環境パフォーマンスに優れた企業を評価したいと考えている投資家や消費者、循環型社会の構築を目指している国や自治体、またそのような個人や団体に評価されたいと願う企業など、誰にとっても望ましいことではない。

廃棄物情報をはじめとする環境パフォーマンス情報の質的特性の低さの原因は、情報の認識や測定に要する技術的な問題だけではなく、意識や制度的な問題も大きいのではないだろうか。特に建設業における廃棄物に関しては多くの法律が定められており、その発生から処分まで厳密な管理が要求されている。リサイクルの推進およびリサイクル資材の購入も求められている。したがって、図表2または図表3程度の情報を開示する能力は既に十分満たしていると思われる。

環境会計および環境報告書の歴史はまだ浅く、本年3月に環境省から公表された『環境会計の現状と課題』でも、そのタイトル通り比較可能を含めた様々な検討がなされている。環境報告書を作成することが常識になりつつある状況を鑑みて、基本的な項目およびフォーマットを規定することによって、環境パフォーマンス情報の質的特性の向上を実現させる段階に来ていると考える。

参考文献

- ・環境省（2003年）『(平成15年度版) 環境白書』。
- ・環境省（2003年）『(平成15年度版) 循環型社会白書』。
- ・環境省（2003年）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成14年度）』。
- ・環境省（2003年）『事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002年度版）』。

- ・環境省（2004年）『環境会計の現状と課題』。
- ・（社）日本建設業団体連合会、（社）日本土木工業協会、（社）建設業協会（2002年）『建設業における環境会計ガイドライン（2002年版）』。
- ・宮武記章（2003年）「環境会計情報における比較可能性の検討」『商学論究（関西学院大学）』第51巻1号、87-107頁。

（環境報告書）

- ・大林組『環境報告書2003』（<http://www.obayashi.co.jp/environment/index.html>）。
- ・大成建設『大成建設環境報告書2003』（<http://www.taisei.co.jp/kankyou/index.html>）。
- ・鹿島建設『鹿島環境報告書2003』（<http://www.kajima.co.jp/prof/environment/index-j.html>）。
- ・清水建設『清水環境報告書2003年版』（http://www.shimz.co.jp/corporate_information/tikyu00.html）。

注

- 1) 『（平成15年版）循環型社会白書』によれば、2000年度末の時点で一般廃棄物の最終処分場は約12.2年、産業廃棄物最終処分場は約3.9年で限界に達する。ただし、新たな処分場の確保により、この年数は変動する。
- 2) なお、平成14年版のデータ（1999年度）と比較すると、上位3業種の順番は同じであるが、建設業は19.1%であり微増傾向にある。
- 3) 環境省が発行している『（平成14年度）環境にやさしい企業行動調査結果』によれば、環境報告書を作成している企業は確実に増加している。平成10年度は197社、12年度は430社、14年度は650社である。また、作成予定と回答している企業が251社あり、作成予定の企業を加えると上場企業の約44%が既に作成もしくは作成予定とされている。
- 4) この点に関しては、（宮武、2003）を参照されたい。
- 5) このガイドラインを作成したのは、（社）日本建設業団体連合会、（社）日本土木工業協会および（社）建設業協会の3団体であり、建設業3団体と呼ばれている。